

▼「後見」「保佐」「補助」の概要

		後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判
要件	対象者 (判断能力)	精神上的の障害により 事理弁識する能力を <u>欠く常況にある者</u>	精神上的の障害により事 理弁識する能力が <u>著し く不十分な者</u>	精神上的の障害により事 理弁識する能力が <u>不 十分な者</u>
開始の 手続き	申立権者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、配偶者、<u>四親等内の親族</u><sup>※1</sup>、検察官等</li> <li>・任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約法)</li> <li>・<u>市町村長</u>(整備法＝老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)</li> </ul>		
	診断書	必要(裁判所が必要と判断した場合には改めて鑑定を行う)		
	本人の同意	不 要		必 要
機 関 の 名 称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	支援者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同 意 権 ・ 取 消 権	付与の対象	日常生活に関する行 為 <sup>※2</sup> 以外の行為	民法第13条第1項各 号 <sup>※3</sup> 及び同条第2項に 基づき保佐人の同意を 得なければならない旨 の審判 <sup>※4</sup> を経た行為	申立ての範囲内で家 庭裁判所が定める「特 定の法律行為」
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 (+民法第13条第2項 に基づき保佐人の同 意を得なければならない 旨の審判)	補助開始の審判 +同意権付与の審判 +本人の同意
	取消権者	本人と成年後見人	本人と保佐人	本人と補助人
代 理 権	付与の対象	財産に関する全ての 法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の 法律行為」	
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 +代理権付与の審判 +本人の同意	補助開始の審判 +代理権付与の審判 +本人の同意
	本人の同意	不 要	必 要	
責 務	職務	本人の生活、療養看 護及び財産管理に関 する事務	同意権、取消権、代理権の範囲における本人の 生活、療養看護及び財産の管理に関する事務	
	身上配慮義務	本人の意思を尊重し本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		